

S	点科学技術」における「研究開発目標」の達成状況について、当研究所の研究課題と対応する評価結果を把握・検討し、研究の推進に活用している。
JIRC AS	食料を安定的に生産するために、有用遺伝子探索及び遺伝子組換え技術を取り込んだ品種開発が重要で、このためには、遺伝子組換え植物栽培のための整備等の研究環境の整備が必要である。これと共に、開発された品種の特性を発揮させる栽培管理技術の開発が不可欠である。乾燥地域等の不良環境を多く抱える開発途上地域においては、栽培管理技術の革新が品種開発と共に、食料の安定生産・供給を大きく改善し、貧困の解消に貢献する。また、これらの活動は、食料の約60%を海外に依存している、我が国の食料安全保障にも貢献する。
FFPR I	環境分野の重要な研究課題を中心に対応すべき課題がある。 ・気候変動研究領域では、森林生態系における二酸化炭素やメタン等温室効果ガスの推定手法の改良 ・水・物質循環と流域圏領域では、メコン流域の森林における水収支観測と流域管理との関係解析 ・生態系管理研究領域では、わが国及びアジア諸国における衛星による生態系観測や野生生物のモニタリング、並びに、生態系サービスの総合的評価や森林と他の生態系との相互解析 ・バイオマス活用研究領域では、林地残材利用等による地域に即ったバイオマス活用システムの開発
AIST	2009年4月から開始された経産省「スタンバイドレイト開発促進事業」フェーズ2においては、商業生産のための技術整備に向け、回収率の向上、生産障害の解消、実フィールドの特性を踏まえた地層力学挙動評価シミュレータおよび実用化シミュレータの開発を課題と設定している。
PWRI	・土木研究所が実施している研究については、研究開発目標に向けて当初計画どおり順調に進捗していると考えているが、研究開発目標の達成に向けて今後も引き続き着実に研究開発を実施していく必要がある。 ・日本の土木構造物は、厳しい交通需要や自然環境にさらされてきただけでなく、既に老朽化が始まっており、構造物の健全性を評価し、維持管理する技術の確立を急ぐ必要がある。
BRI	研究開発目標に向けて、当初計画どおりに鋭意進捗中であるが、目標の達成に向け、これまでと同様、研究開発を実施する。

問 X-1-2-1:課題解決のための取り組み内容

NICT	研究開発の早い段階からユーザーを巻き込むことでユーザー指向イノベーションの推進として、国内外の事業者との連携強化に取り組んでいる。
NIED	プロジェクト内の個別研究間の連携を強化し、地域統合防災医療情報システムの開発を推進している。
JAEA	・高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、経産省、文科省、電気事業者、製造事業者、原子力機構にて今後の研究開発の進め方を合意し、個々の責務を果たしていくこととした。特に、2025年頃の実証炉の実現に向けた取組みの具体化を図ることとした。 ・もんじゅについては、屋外廃棄ダクトの補修工事を21年5月完了し、中断していたプラント確認試験を再開して8月に完了した。その後性能試験前準備・点検や地元自治体との性能試験再開の協議を実施し、22年5月に性能試験試験を再開。第1段階の炉心性能試験を7月に完了。 ・常陽については、原因と対策に関する法令報告を21年7月に提出し、26年度頃の運転再開を目指した復旧計画及び一部照射試験の代替試験計画案をまとめた。 ・ITER 機構への人材派遣については、登録制度や国内外での説明会を継続するとともに、ITER 機構のセミナー等の情報を積極的に収集し応募者への情報提供を行うなど、派遣員増を目指している。 ・理解増進活動については、地元中学校への出前授業やサイエンスカフェ、サイエンスキャンプ、SSH、エネルギーフュエルスタ2008(経産省主催)での展示・説明など特定地域・地元への理解増進活動のほか、つくばエキスポセンターや日本科学未来館と協力して国民全般を対象とした展示コーナー設置や理解増進活動を積極的に実施。さらにSPPやJST地域活動支援の科学技術振興機構の競争的資金に積極的に応募し採択され理解増進活動に貢献。そのほか、一般国民への理解増進を図るため、HPの公開、パンフレットの作成、シンポジウムの開催などを展開。
NIBIO	・分野別推進戦略「中間フォローアップ」を踏まえ、当研究所が22年3月に策定した第2期中期計画において、「次世代ワクチン開発の基盤研究」「医薬品等の毒

	性評価系構築に向けた幹細胞基盤研究」を重点領域に位置づけ、当研究所が代表を務めるスーパー特区研究を推進していくことを明記した。 ・次世代・感染症ワクチン・イノベーションプロジェクト」では当研究所が中心となって新たな研究プロジェクト(次世代新型インフルエンザワクチン開発)を立ち上げた。 ・ヒトiPS細胞を用いた新規in vitro 毒性評価系の構築」では日本製薬工業協会との間に当該研究推進のための協議会を設置し、産学官連携によりiPS細胞の創製応用研究を推進している。
NAR O	22年度より、バイオマス利用と地球温暖化関連の農水省の委託プロジェクト研究が受託・拡充となり、新たに「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」(農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発)というプロジェクト課題が追加された。本課題を担当している。
JIRC AS	開発途上地域を対象に研究を進めており、品種開発・選抜と共に、生産性の向上と持続性のための栽培管理技術の国際共同研究を、開発途上地域の研究機関と行っている。
FFPR I	・気候変動研究領域では、「アジア陸域炭素循環観測のための長期生態系モニタリングとデータのネットワーク推進に関する研究」 ・水・物質循環と流域圏領域では、「メコン中・下流域の森林生態系スーパー観測サイト構築とネットワーク化」 ・生態系管理研究領域では、「生態系保全政策のための森林生物多様性変動シミュレータの構築」「里山イニシアチブに資する森林生態系サービスの総合評価手法に関する研究」 ・バイオマス活用研究領域では、「木質バイオマス大規模利用技術の開発」「ヤナギ超短伐期栽培による新たな木質バイオマス資源の作出」
AIST	①回収率向上のための増進回収法などの開発 ②長期的な生産性向上のための生産障害機構の解析と対策技術の開発 ③実フィールドの貯留層特性、地層様様を反映した力学挙動予測技術および生産性・生産挙動予測技術の開発
PWRI	研究開発目標の達成に向けて、研究評価(事前評価、中間評価、事後評価)を通じて、課題解決のための具体的なアプローチを明確にするよう努めている。 道路構造物が一斉に高齢化を迎えつつあり、既設構造物の適切な維持管理技術のニーズが高まっていることを受け、既存の研究組織を統合し、構造物メンテナンス研究センターを設置し、体制を強化。
BRI	研究評価(事前評価、中間評価、事後評価)の結果をもとに、研究開発目標の達成に向けた問題解決のための取組方法等について検討を行っている。

問 Y-6:外部資金獲得へ向けた課題、近年の獲得額の増減要因

OIST	担当する内部組織を設置する等取組を強化している。
NRIB	近年の大きな増減はない。
NIRS	<外部資金獲得へ向けた課題> 政策的に国の委託費予算が削減される中での獲得額の維持又は増加への取組方法。 <獲得額の増減> 大型の委託事業の終了等により外部資金全体額については減少傾向にあるが、競争的資金は、積極的に申請を行い、採択件数は着実に増加。 NIED 中期計画に基づき、積極的に外部資金の獲得に向けて取り組んでいる。また、主に大型の政府プロジェクトの新規採択が終了に伴い獲得額が増減している。 NIMS 民間企業との共同研究を積極的に進めている他、企業連携センター制度を開始し、ロールス・ロイス航空宇宙材料センター(18年設置)等を設立したことで、企業からの資金獲得額が増加している。今後は、企業からの資金をさらに獲得するため、国内外のグローバル企業との連携強化、NIMSの知的財産の有効活用、プレス発表や視察ツアーへの出席等の積極的なアウトリーチ活動を推進が重要。 また、競争的資金の獲得へ向けた課題としては、限られた競争的資金の取り合いが考えられることから、応募内容の質の向上を図ることが重要である。なお、競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化等により、応募が増加すると考えられる。 獲得額が増えている主な要因は、企業との共同研究資金および大型の競争的資金によること大きい。 RIKEN 外部資金獲得の維持・拡大のために、公募の情報提供(説明会、所内HP掲載、文書回覧等)の充実を図っている。具体的には、所内説明会にて、獲得実績ある研究者による申請ポイントの説明、また採択率等の有益な情報の提供等を新たに実施。さらに、理研全所を対象とした外国人研究者の応募支援のための英語での説明会

	を新たに開催するとともに、周知文書のバイリンガル化も促進した。 今後は、戦略的に外部資金の取得を目指すためには、公募情報の提供の更なる充実が必要。
JAM STEC	大幅増傾向が続いているが、これは主に、以前は応募実績の無かった科研費の積み重ねや国の競争的資金等の拡充方策により応募等の対象となる事業が増えたことに伴うもの。民間の助成金等の獲得にも努めているものの、獲得額の増減については大規模な研究課題を含む国の委託事業等の存続に左右されるのは避けられない。
JAXA	外部資金の獲得件数はほぼ昨年度以前と同様に推移している。
NMNS	2008年度に比して、2009年度は獲得額が大きく減っている。これは、2008年度に国の受託研究として計上していた案件の継続研究が、2009年度からは補助金とされたため含まれていないことによるもの。 また、外部資金の更なる獲得に向けた取組として、新たに外部資金獲得を支援する担当を設け、助成に関する情報の収集や館内への情報周知など研究費獲得に向けた体制の強化を図っている。
JAEA	【外部資金獲得へ向けた課題】運営費交付金が減少し、外部資金獲得に必要な施設・人材の維持が困難。 【近年の獲得額の増減要因】特別会計の事業収入の減少が減少要因となっている。一方、原子力安全・保安院等からの受託事業収入の増加が増加分である。
NIHN	近年の経済環境の悪化により、研究費の額が減少傾向にあるが、引き続き公正・中立な観点から審査を行い、公的業務に支障をきたさない範囲で推進していく。
JNIO SH	基盤的研究等は、科研費等の獲得を組織的に推進。また、委託研究の獲得情報を収集し、当研究所で実施可能なものは、積極的に応募。
NIBIO	医薬品開発に関して基礎研究と開発との橋渡しを行うというミッションを有する当研究所においては、産学官連携により外部資金を獲得して研究を推進することが極めて重要であり、理事長のリーダーシップのもと、外部資金の獲得に向けた取組みを全所あげて行ってきてきたことにより、毎年度獲得額を増加させてきた。
NAR O	外部資金獲得に向けては、研究者レベルでの情報収集、資金獲得のためのスキルアップが課題である。そのため、機関として外部資金に係る情報を幅広く収集して各研究者に提供するほか、若手・中堅研究者を対象に、各種セミナーを実施。また、各研究者に対し外部資金への積極的な応募及び外部セミナーへの参加を奨励するとともに、応募研究課題に関する研究内容や応募書類のブラッシュアップ等を通じて外部資金獲得に向けた支援を行った。その結果、科学研究費関連予算の厳しい状況下ではあるが、外部資金獲得額の増額に結びついている。なお、今後は更なる外部資金獲得に向けた大学、地方公共団体、民間企業等の一層の連携の拡充及び強化が必要であると考える。
NIAS	獲得件数、金額を増やす努力を続けているが、大きな受託プロジェクトに対して、限られた研究勢力や資源が集中投入されている現状や、毎年新たに獲得する一方で終了課題も多いことから、飛躍的に増やせる状況にはない。一方、競争的資金については、たとえば科研費の採択率が全国平均を上回っている等、着実に獲得実績をあげており、総獲得金額も安定傾向が見られる。競争的資金の応募に際しては、応募書類の事前チェックと修正指導を徹底し、二次審査(ヒアリング)のある競争的資金については予行演習と指導を実施していることが、安定的な外部資金獲得につながったと考えている。
NIAS S	近年、外部資金獲得額に明確な増減傾向は見られないが、競争的研究資金の年間応募スケジュールの周知、研究資金獲得に対する研究者のインセンティブ付与、外部講師による科研費補助金の応募説明会等により、積極的な応募を奨励。
JIRC AS	国内外の外部資金の募集状況について、職員に随時情報を提供し、積極的に資金獲得を奨励。企画調整部企画評価室研究企画科、常任幹部会、運営会議で提案内容を検討する体制を導入。また、応募説明会には提案者と経理事務担当者を出席させている。 21年度外部資金の獲得総額の839百万円のうち、研究に関連する収入は443百万円で、中期計画上の受託収入計画額(197百万円/年度)を達成。外部資金総額は20年度と比べて10%減少したものの、研究に関連する収入は10%増加し、外部資金総額に占める研究関連収入の割合は20年度の43%から21年度には53%に増加。 今期中期計画では、「外部資金に積極的に応募し、当該資金の獲得に努める」とされている。外部資金のうち受託収入は、その獲得金額が中期計画におおける数値目標の扱いになっている。
FFPR I	外部資金の獲得に向けた講習や提案書のブラッシュアップを行っているが、小規模の外部資金の契約件数を増やすことより、

	大規模な外部資金の獲得を目指している。そのため採択、不採択が増減の要因となり、安定的な研究運営や研究進行に影響を及ぼす。また事業仕分け等を考えると、他独法との連携協力には不安を感じる。
AIST	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究推進のための様々な制度(人材移籍型、装置提供型、FS連携)を効果的に運用し、定着させることにより企業からの資金提供額の増加につながった。特に2,000万円以上の資金提供型共同研究の増加につながった。 トップセールスによる大型連携案件の一例として、産業変革研究イニシアチブの新規課題を開始した。具体的には、デバイスメーカー、装置メーカーおよびシステム応用企業との連携の方法について研究ユニットやイノベーション推進室と合同で戦略的に検討し、大型連携を実現。 企業の技術開発ニーズと産総研の技術シーズおよび研究開発ポテンシャルとのマッチングを図るために、協力協定を結んでいる企業と次世代技術の共同研究等の企画・立案を行う取組を実施。
JOG MEC	国内石油天然ガス基礎調査事業の進展に伴い、受託金額が増大。
PWRI	大学や他の研究機関と密接な連携を図り積極的な獲得に努めている。獲得額は、多少の増減はあるが順調に推移。
BRI	<ul style="list-style-type: none"> 特に研究代表者としての申請に積極的に取り組んで欲しいこと。また、2010年度の運営費交付金による研究費の配分に当たっては、外部資金獲得への努力も加味して判断する場合がある」という理事長の意向が示され、所内に周知。 大学や他の研究機関とも連携して競争的資金等外部資金の獲得に努めている。 競争的資金の獲得額は、厳しい競争環境の中で停滞しているが、1人1件以上申請を所の目標とした結果、件数は増加してきている。 受託業務は、所の本来ミッション(重点的研究開発課題の実施と政策課題への技術支援)に、優先的に投入しているため減少。
NTSEL	<ul style="list-style-type: none"> 国等からの受託研究が受託額全体の8割近く(約77%)であり、交通機関の安全・環境問題に係わる社会的に緊急性の必要性が極めて高い課題が多くを占めている。これらの受託業務を研究職員数43名という小規模な組織で実施しなければならない状況から、個々の研究職員のマンパワーを高めることと、契約事務から調査・研究業務の実施、報告書作成に至るまでの各プロセスにおいて業務の効率化を所全体として推進。その結果、研究員1人あたりの業務遂行能力を引き続き高いレベルに維持できた。 競争的研究課題の実施に当たっては、産学官の連携課題もあり、そうした場合には研究の中核的役割を担いつつ、研究目標が確実に達成できるように調整や計画作りに十分配慮した。このため研究実施計画を綿密に立て、関係者間の意見交換を活発化して研究の活性化を図り、特に若手研究員のモチベーション向上に努力した。
NMRI	2009年度は、厳しい国の財政事情や不況により、国及び民間からの外部資金の獲得が厳しかった。
PARI	社会・行政ニーズに対応した受託研究を獲得するために、国、地方自治体及び民間等が抱えている社会的関心の高い各種の技術課題の把握が課題と考えている。また、資金の獲得額については、公共事業の縮小傾向に沿う形で、前年度より縮小傾向にある。
ENRI	<ul style="list-style-type: none"> 独法電子航法研究所法で定められた業務はもともと市場規模の小さな業務であり、かつ少ない研究員で中期計画に定められた業務を行いつつ外部資金獲得を大幅に拡大していくことは困難であるが、知的財産戦略の強化等により、その拡大を図っている。 国からの受託研究については、国の事業に応じたその内容が異なるため、年度によって獲得金額に変動がある。
NIES	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金については、大学等との競争が厳しくなっており、研究提案方向上を目的として提案書の改善のための会議を開くなどの対策をとっている。 また外部獲得資金の増額にもつながるよう、企業との共同研究を促進するために、手引きの整備等を実施。

問 AA-1-1: 外国企業・機関と共同・受託研究する際のルール【名称】

OIST	<ul style="list-style-type: none"> 【共同研究規程、受託研究規程】 外国企業・機関に限定したルールではないが、実施要件や契約の際に取り決める事項が定められている。外国の企業・機関であってもこの規程を適用する。
NICT	<ul style="list-style-type: none"> 「共同研究規程」共同研究の実施要件、知的財産、秘密保持、研究成果の取扱等を規定。 「受託研究規程」受託研究の実施要件、知的財産、秘密保持、報告、成果の公表等を規定。 「受託研究ガイドライン」受託研究全般の実施要件、人件費の計上等を作成。上記規程及びガイドラインに基づいて、国内外の企業・機関と共同研究、受託研究

	を実施(外国企業・機関に特化した規程、ルール等は定めていない)。
NIRS	国内企業・機関と共同・受託研究を行うときに準じており、交渉の途上で当研究所に不利益になるような条件がある要件として、随時、研究所の顧問弁護士・弁護士に契約内容について確認・修正し交渉している。
NIMS	<ul style="list-style-type: none"> 【外国企業等との連携に関するガイドライン(企業連携と知的財産について:基本方針とガイドライン)】この中で、当機構が共同研究を行う外国企業へ求める要件として、①日本国内での事業実施(売上、雇用等)があり、日本で税金の納付に寄与している企業であって、②日本経済・産業の発展に貢献できる企業を対象としている。 なお、運営費交付金で研究活動を行う公的研究機関という位置付けがある一方で、経済のグローバル化に伴い、物質材料の科学技術分野においても世界的な潮流の中にあつては、その事業分野で先行するトップクラスの企業と連携を図る必要がある。そのため、日本国内の企業に限らず外国企業・機関との連携を推進するにはNIMSが先端の科学技術の動向を把握し、将来に向けて基礎・基盤研究を加速する上でますます重要な機会と捉えている。
JAXA	<ul style="list-style-type: none"> 外国企業・機関を相手方とした場合に特化したものではないが、 1.「共同研究規程」 他機関と共同研究を行う場合の要件、契約締結、実施体制、成果・知的財産の扱い等に関し、必要な事項を定めるもの 2.「業務受託規程」 他機関より業務を受託する場合の要件、契約締結、実施体制等に関し、必要な事項を定めるもの
JAEA	<ul style="list-style-type: none"> 受託研究については、受託研究規程により受託研究に関する受入基準、手続き、経費の算定等を定めている。 共同研究については、相手方、協定方式、内容的様々であり、規程等の制定により一律にルールを定めることが困難。原子力機構は国際協力審査委員会を設置し、外国機関と協力取決等を実施するにあたり、知的財産権等を含む研究内容をその都度審議し、共同研究の是非を確認している。
NIHNSH	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究規程、受託研究規程 共同研究規程、受託研究規程等に基づき、当研究所の設置目的に沿ったものであること等を条件として、内外の研究機関との共同研究や民間企業を含めた第三者からの受託研究を実施している。また、知的財産については、職務発明規程、特許権実施規程等に基づき、特許権の共同出願等を推進。
NIBIO	「共同研究規程」「受託研究規程」に基づき、外国企業・機関と共同研究・受託研究を行う場合も、日本の企業・機関と同様の考え方で実施。
NAR O	「共同研究実施規程」で、外国との共同研究を実施する場合には、あらかじめ理事長と協議することを規定。
NIAS	海外との共同研究については、MOU(共同研究に関する覚書)等を締結し、その中で知的財産を取り扱う条項を設定。
NIAES	海外との共同研究に関しては、MOUや共同研究実施契約を所として締結し、その中で当機関が保有する知的財産の取り扱いを定める条項を設定。
JIRC AS	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上地域における農林水産技術の向上に貢献することを主要な業務としており、研究成果や知的財産権を「地球公共財」とすることを基本としている。「共同研究規程」を設けており、この中で、共同研究の結果得られた成果は共有するものとし、これに係る発明、特許については特許権に係るそれぞれの持ち分を定めた共同出願契約を締結するものとしている。「受託研究等実施規程」では、相手機関と受託契約を締結することとし、その中で、研究等の結果の取扱い方法、知的財産権の対象となったときの帰属に関する事項を定めることとしている。
JOG MEC	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究先が国内・国外に関わらず、「共同研究実施要領」において、共同研究者の研究従事者が行った発明等がその研究従事者の職務に属する場合は、その発明等に係わる工業所有権を受ける権利が共同研究者に帰属する旨を規定する職務発明規程等を共同研究者に定めさせる。特許出願を行うようとするときは、共同研究者と共同出願を行うものとし、研究費用の分担割合にて機構と共同研究者との共有物とする。
NMRI	国内外企業・機関を問わず、当研究所にて定めている取扱規程を適用しており、特別にルールを定めていない。

問 AA-1-2: 外国企業・機関と共同・受託研究する際のルールを定めていない場合の理由

NRIB	これまで外国企業・機関と共同・受託研究を実施したことがなく、現時点では行う可能性も低いため。
NIED	現状では既存の共同研究規程・受託研究規程で対応しているが、今後は連携ルールを明確化する必要がある。
RIKE	共同研究・受託研究の合意の成否は、

N	相手機関との個別具体的な交渉によるものが大きいこともあり、特段ルールを設けていない。ただし、共同研究相手先企業のイニシアチブのもと、理研と企業の混成チームを作り、企業の課題を解決するための研究開発を実施する連携研究制度においては、運営費交付金によるサポートを行うことから、その対象を「日本国内に生産拠点を置く企業」に限定している例がある。
JAMSTEC	共同・受託研究を実施する際には、相手先が海外機関、国内機関かどうかに関わらず、所内規定に基づき所要の会議にて知的財産の取扱を含めた内容を検討の上、個別に実施の可否を検討する仕組みがあるため。
NMNS	国立科学博物館で実施している研究は、発明や特許などの知的財産を創出するような開発型の研究とは本質的に異なる。
FFPRI	外国機関との共同研究を推進するにあたり、知的財産権の取扱は個々に締結している MOU(覚書)等に明記しているため、当面検討を予定していない。
FRA	<ul style="list-style-type: none"> 対外研究機関等との共同研究については、当法人の共同研究実施規程に基づいて進めている。保有する知的財産を基にした共同研究(特に、特許の実用・商品化に向けた共同研究)については、ケースバイケースであり、外国企業・機関と共同・受託研究する際の特定のルール策定は行っていない。
AIST	<ul style="list-style-type: none"> 外国の非営利・公的機関との共同研究、受託研究については、国内機関との共同研究、受託研究と同様に取り組むこととしており、今後とも連携を強化していく方針である。知財の取扱いに関しては、国内産業に不利益のないように取り決めている。 外国企業と連携する際には、実施許諾契約を第一に考える。共同研究、受託契約の希望があった場合には、 1) その外国企業及び企業の属する国が、安全保障上問題がないか、 2) 国内産業や、日本の国際競争力への影響がないか、 等を案件ごとに実施の可否を判断。
PWRI	海外企業・機関との研究の知財を基にした共同・受託研究がないため。
BRI	海外企業・機関との知的財産を基にした受託研究は現在までになかったため、現在とくに定めていないが今後知的財産を基に研究が行われる可能性を踏まえポリシ、ガイドライン等を考えなければならぬ。
NTSEL	現状では具体的に進行している研究案件がないが、将来そのような機会が増えることが予想されるため、必要なルールを調査している。
PARI	共同研究・受託研究については、国内・国外問わず、当研究所で定めている「共同研究取扱規程」及び「受託業務取扱規程」に沿って実施している。
ENRI	外国機関との共同研究契約においては、知的財産の取り扱いも含め個別に対応しているが、今後事例の蓄積を元にルール化を検討したい。
NIES	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産も念頭に置きつつ研究活動をすすめることとしており、今後、その進捗状況を踏まえ、必要なルールの策定を検討する。 現時点において共同研究を進めるにおいては、それぞれの組織の責任範囲を明らかにするため、MOUを締結した上で実施している。その締結に当たっては、研究サイドからのチェックはもとより、MOU本文について、英文のネイティブチェックを含む記載内容の妥当性を確認する等の支援体制をとっている。

問 AA-2-1: 「外国企業・機関から共同・受託研究の申し入れを受けたが、最終的に実現しなかったケース」の主な理由

RIKEN	0件。契約に対する基本的な考え方の違い(日本の場合は事後協議とすることが多いのに対し、海外の場合は契約書に詳細な条件を規定することが多い。)や知財に関する考え方の違い(研究の成果をライセンスする際の条件)などにより相手機関との調整が難航したため。
FRA	2件。外国の研究機関及び関連産業団体とのコンソーシアム形成による共同研究の申し入れを受けたが、研究に参画することが日本の国内状況からみて適切でないこと、並びに必須性が乏しいこと等のため。
AIST	2件。同様の研究内容について既に複数の国内企業と契約締結し共同研究を実施していたため。
NMRI	1件。研究希望時期が設備完成前であったため。

問 AA-3: 外国企業・機関との共同研究や受託研究を行う際の連携ルールの検討・策定に関する取り組み①法人で対応可能なこと②国レベルで対応すること

OIST	<ul style="list-style-type: none"> 連携の目的: 当機構の資源では達成できない研究・開発目標を達成するために、外国企業・機関と連携を行う。 対象となる知財: 基礎研究レベル(ブ
------	---

	<p>ロタイプもない段階)の特許。権利化はされていない。 外国企業・機関の考え方:互いにとってメリットがある形であれば相手は問わない。 どのような場合に外国企業・機関との連携が適当となるか:当機構は基礎研究を行う研究機関であるため、知財を実用化し、高い対価を当機関に支払う機関との連携になると考える。 日本国内の大学・研究機関に対して、積極的に外国企業・機関への技術移転を奨励して欲しい。国益を考えた際に短期的には技術流出として見られるかもしれないが、長期的には大学・研究機関の国際競争力を高めるものだと考える。 また、特許は各国毎に維持・管理しなくてはならないが、統合して欲しい。統合により維持・管理費用も下がれば、当機関での外国特許の保有が進み、知財を基盤とした外国との連携がしやすくなる。これから当機構でも特許出願を活性化させる取組みを行うが、財政的な理由から知的財産の維持ができないケースが発生することが予想される。</p>
NIED	<p>法人としての個別の連携ルールの検討・作成 標準的な連携ルールの制定</p>
NIMS	<p>(1) 共同研究の相手先として外国企業を選定要件 外国企業等から引き合いがあった場合に、共同研究等を行う外国企業へ求める要件として、①日本国内での事業実績(売上、雇用等)があり、②日本で税金の納付に寄与している企業、③日本経済・産業の発展に貢献できる企業。 (2) 世界的なトップクラス企業との連携 電子デバイスや医療技術分野、環境関連事業などの各事業分野で世界を先導するリーディングカンパニーを相手先として選び、積極的な連携を行うこととする。この中でNIMSが保有するナノスケールの計測分析や加工技術等に関する研究成果及び知見と、企業の製品化開発のための先端技術とを組み合わせることで、新規材料の開発につながるような共同研究を行い、その際に、当該分野における最先端技術の動向を把握し、将来的な発展を予測することにより、基礎・基盤研究能力の向上に向けて強化していく分野を見極める機会として活用する。 また、新たに創製された知的財産権を当該企業並びに第三者へ実施させ、研究成果の普及により産業発展への貢献につなげる。 (3) NIMSにおける決定機関 上記(1)、(2)の結果、具体的な外国企業との連携に関する案件がまとまった段階で、実施の可否について役員会における承認を得る。この場合に、役員会には、日本の関係法令及び規程を遵守した上で、研究者の利益相反による弊害防止と安全保障貿易の観点から、共同研究の実施を判断する。なお、対象となる知的財産や研究成果ごとに国外流出を防止するため、NIMSとして目的や業務の達成に支障があると認められる場合は、当該連携を承認しないこともあり得るものとする。 上記(1)～(3)により、連携の相手先として外国企業・機関が選定された場合は、共同研究やライセンス契約の可能性を検討する目的で秘密保持契約を締結し、双方で技術情報の交換を行ったり、事前研究の位置付けとして Feasibility Studyを行ったりする。なお、個別の研究課題が具体化した段階で相手方の機関と、各研究項目を分担し効率的に共同研究を実施できるよう契約締結に向けた交渉を行う。 外国企業と連携を行う上で、外国における特許等知的財産の保護と価値向上が重要であるが、外国特許出願費用を各法人において賄うには経費的に負担が大きく、国からの支援が必要と考えている。このことから、独法における外国の特許出願に要する経費についても、大学法人と同様な支援制度を整備していただきたい。</p>
RIKEN	<p>【国レベルで対応すること】政治・安全保障上、国際競争等、国益上の観点からの外国企業・機関との連携のルール(地域別、研究分野別)</p>
JAMSTEC	<p>連携の目的やポリシーなどの検討を行い、法人としての連携ルールを策定するための体制整備。 国からの受託研究により取得した特許の取扱について、「外国企業との契約に制限がないのか」「契約が可能な場合、その条件等を法人の判断で決めてよいのか」等についてガイドラインが欲しい。 各法人で検討した結果、障壁となるような規制等があった場合、法改正等の対応をしてほしい。</p>
JAEA	<p>【法人で対応可能なこと】(連携の目的) ・連携(研究)の目的が、原子力機構法に定める業務に該当。</p>

	<p>(外国企業・機関の考え方) ・原則として国際機関及び国立研究所 ・経産省が定める外国ユーザーリスト以外の機関 ・原則として日本国と原子力協力協定及び科学技術協力協定を締結している国(連携が適当となる条件) ・連携(研究)を実施することにより、原子力機構の自主事業に著しい支障を及ぼさないこと ・核不拡散上の懸念がないこと(連携の形態) ・共同研究契約及び受託研究契約を締結。</p>
JNIO SH	<p>海外の研究機関との間の共同研究や特許権の共同申請等に関するルールは整備済みであり、前者の共同研究については多くの実績を残している。 海外の研究機関との間の共同研究等を奨励するのであれば、研究機関にとってモチベーションが高まる政策を講じるべき。</p>
NIBIO	<p>双方の研究機関間で協定・契約等を締結して、共同研究等を迅速に推進できる。 国際共同研究について、当研究所が相手方の研究費を負担することはできないため、双方の国家レベルで双方の研究費を確保する仕組みを構築していただきたい。 知的財産について、日米欧で制度の骨格が異なることから、国家レベルで共通の制度となるよう協議を進めていただきたい。</p>
NARO	<p>理事長への事前協議に基づく外国との共同研究の実施。 独法の知的財産を活用した外国との共同研究による研究成果を日本国内へ普及する場合について、国益、国内産業保護の考え方を具体的に示してほしい。</p>
NIAS	<p>国レベルで定められた基本方針に基づいた、当法人での方針策定。 基本方針の策定。</p>
JIR CAS	<p>海外の研究機関との共同研究、受託研究の契約、研究で得られた成果の取扱い方法、知的財産権の対象となったときの帰属に関する取り決め、発明・特許に係る外国研究機関との持ち分比率などの交渉、契約については、当センターで対応可能。 開発途上地域における農林水産技術の向上に貢献することを主要な業務としているため、研究成果や知的財産権は「地球公共財」として利活用されることを基本としている。開発途上国における「地球公共財」活用の道筋についての支援。</p>
FRA	<p>国内の産業と競合しないよう、十分考慮した共同研究、受託研究の実施。 水産資源について、外国企業・機関との共同研究や受託研究を行う場合、その共同研究の結果及び使用したデータが、漁獲割当量等の漁獲規制を決める国際交渉での我が国の国益に影響を与える可能性があるため、国レベルでの連携ルールを定めるべき。</p>
AIST	<p>担当省庁が策定した「外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携ルール」が明示されることにより、本ルールで示される明確な連携基準に則り、産総研で定める外部連携に関する各種ポリシー等を以て個々の案件の実施判断が可能となる。 「外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携ルール」の策定にあたっては、「外国企業等から大学や公的研究機関が受け入れる研究資金の拡大(短期)」という目標と独法通則法第1条との整合性について、十分な検討がなされることを強く要請する。また、外国企業との連携のあり方、外国機関(非営利・営利)との連携のあり方は個別の検討と個別ルールの策定が必要。 日本と諸外国の政府間で、科学技術協定及び個別の研究協力などについて、相互に連携することを決定した場合、連携することで発生しうる知的財産の取扱い等も含めて、連携における基本的な考え方の整理が必要。</p>
JOG MEC	<p>連携先、研究テーマ及び連携の形態の選定。 包括的経済協力等、機構が連携を進めていくために必要な国家間の枠組み構築。</p>
PWRI	<p>【法人で対応可能なこと】研究方針・研究方法を決める。</p>
BRI	<p>【法人で対応可能なこと】外国に模倣される恐れのある研究成果は、いち早く英語論文として発表するよう、所内会議を通じて奨励している。</p>
NTSEL	<p>現在、共同研究契約を締結していな</p>

	<p>いものを含め多種多様な連携研究を実施しているところ、これらを含めたルールの必要性、あり方について検討中である。 研究業務の内容も法人毎に異なり多種多様にわたるほか、共同研究等に類する事案もケースバイケースで判断していく事例が多くなると予測されることから、具体的な運用方針については、業務内容・性格に応じて各法人が判断できるようにしていきたい。</p>
PARI	<p>これまで研究者の個人的な人的ネットワークに国際連携研究への取り組みを進展させて、国際研究連携に関する研究所の組織体制を強化していく。 明確な基準・方針・要領等の策定。</p>
ENRI	<p>【法人で対応可能なこと】独立行政法人電子航法研究所で定められた業務の範囲であれば原則対応可能。</p>
NIES	<p>環境技術の海外展開を目指して、まずは研究者間の共同研究による有用特許等の創出に注力し、次の段階として、機関間の包括的連携協定に基づいた当該特許等の有効な実施体制を構築する。 知的財産のうち、研究開発成果としての有体物(成果有体物)の海外への譲渡又は海外からの受託は今後増大するものと思われる。現在、成果有体物に取扱いに関しては、文科省が定めたガイドラインがあるのみで、具体的な運用は機関ごとに任されている状態である。そこで、国としての統一的なルールを作成してほしい。</p>